

新地町立福田小学校 ホームページ セキュリティポリシー

1 趣旨

このポリシーは、新地町立福田小学校のホームページ作成者が、ホームページを公開するにあたり、セキュリティ上必要な事項を示すものである。

2 学校ホームページの管理運営責任者

学校において情報を発信するホームページの管理運営責任者（以下、管理運営責任者をいう。）は学校長とし、ホームページの内容については、管理運営責任者の承認を得てから発信する。

3 関係法令の遵守

情報発信又は受信後の情報利用については、著作権法及び個人情報関連法令を遵守し、適正な利用に努める。

4 公開してはならない内容

- (1) 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- (2) 政治、宗教活動に関するもの。
- (3) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの又は法令に違反する恐れのあるもの。
- (4) 児童生徒および保護者、教職員、その他関係者のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- (5) 学校長又は教育委員会が、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断するもの。

5 情報発信に係る留意事項

(1) 個人情報に関すること

公開してはならない個人情報は次に掲げるものとする。ただし、氏名掲載について教育上必要と認められる場合（※）は、校長の承認のもと、本人や保護者の承諾を得るものとする。

ア 戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、国籍、親族関係）

イ 心身に関する情報（身体状況、病歴、障害等）

ウ 能力、成績に関する情報（学業成績、各種試験成績、資格等）

エ 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報（成績、健康診断等）

オ 思想・信条に関する情報（思想・信条、宗教等）

カ 児童生徒及び保護者の経歴に関する情報（学歴、職業、賞罰、犯罪等）

キ 財産、収入状況に関する情報（所得、資産状況、納税額等）

ク その他プライバシーの侵害のおそれのある個人生活に関する情報（個人写真、家庭状況、移住状況等）

※ 「教育上必要と認められる場合」とは、「①価値ある作品について著作権を主張する場合」「②顕著な成果を得られた者について氏名公開することが本人の将来にわたっての利益となる場合」とする。

(2) 著作権に関すること

- ア 学校ホームページに掲載する情報（文章、写真等）は、その著作権に十分配慮する。
- イ 書籍、新聞、雑誌等の文章や記事、写真等を無断で掲載しない。
- ウ テレビやビデオ等から取り組んだ画像や動画データを無断で転載しない。
- エ 芸能人、著名人の写真やキャラクターの似顔絵等の画像データを無断で転載しない。
- オ 市販ソフトウェアや有料アプリそのもの及び一部改変したデータを無断で転載しない。
- カ 楽曲の歌詞、又はCD等や取り込んだデータや有料サイトからダウンロードしたデータを無断で転載しない。
- キ 作成者に無断でソフトウェアや有料アプリ等を第三者に送信しない。
- ク 無断転載の禁止、複製・引用の可否、制限事項、著作等にかかわる適切な表示をする。

(3) その他作成及び公開に関すること

- ア 写真については遠景撮影を基本とし、個人が特定できない範囲で掲載する。
- イ 動画ファイルは一般公開しない。授業等の動画を発信する場合は、教職員の肖像権、個人情報の流出にも留意し、発信先を保護者限定として扱う。
- ウ 各情報の掲載期間は当該情報を公開する目的を達するまでの期間とし、適切に更新する。
- エ 教育委員会の許可もしくは事前に許諾を得た内容であっても、児童生徒本人やその保護者から情報の訂正や、掲載又は公開を中止するよう申し出があった場合は、速やかに情報を訂正する等適切に対処する。
- オ 学校ホームページの内容については、当該学校及び著作者本人に著作権があり、無断転載を禁止する旨をトップページに明記する。
- カ メールアドレスは迷惑メール防止対策の観点から非公開とする。

6 引用について

他者の著作物を利用する場合は、以下の事項に留意して、公正な使用に努める。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) 引用部分には「 」をつけて記述するなどして、自分の著作物と区別ができること。
- (3) 出所の明示をすること。

7 他ホームページのリンクについて

- (1) 自校の学校ホームページに、他の学校ホームページをリンクさせる場合には、当該校管理運営責任者の許可を得た後、リンク先の規定に従うこと。また、教育的効果を十分配慮し、設定する。
- (2) 有害情報等が含まれると判断されたホームページへのリンクを設定しない。

8 守秘義務の遵守

教職員は、地方公務員法第34条に規定する守秘義務を遵守するとともに、職務上知り得た個人に関する情報、秘密を発信及び受信してはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 附則

このポリシーは、令和4年7月1日より実施する。